

平成 19 年度公共用水域及び地下水水質測定結果の概要

県内の公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第 16 条により測定計画を作成し、この計画に基づいて国土交通省、山梨県及び甲府市が水質測定を実施した。

I 公共用水域水質測定結果

1 調査方法

(1) 測定地点 (資料①・②参照)

| 公共用水域 51地点 | 測定地点 | | | |
|---------------|------|-------|-----|----|
| | | 環境基準点 | 補助点 | 合計 |
| 河川 | 22 | 23 | 45 | |
| 湖沼 | 5 | 1 | 6 | |
| 計 | 27 | 24 | 51 | |

注) 測定機関 : 国土交通省 12 (8) 、山梨県 32 (16) 、甲府市 7 (3)

* () 内の数字は環境基準点

(2) 測定項目及び測定回数

- ① 人の健康の保護に関する環境基準項目 : 年 1~12 回
(カドミウム等 26 項目)
- ② 生活環境の保全に関する環境基準項目 : 年 3~24 回
(BOD 等 9 項目)
- ③ 要監視項目 : 年 1 回
(クロロホルム等 29 項目)

2 測定結果

(1) 人の健康の保護に関する環境基準項目の測定結果

- 硒素を除く 25 項目については、全ての地点で環境基準を達成した。
- 硒素については、塩川ダム貯水池（北杜市須玉町）で地質由来により環境基準を超過した。（年間平均値 0.011mg/l。環境基準は 0.01mg/l）

(2) 生活環境の保全に関する環境基準項目の測定結果 (資料③参照)

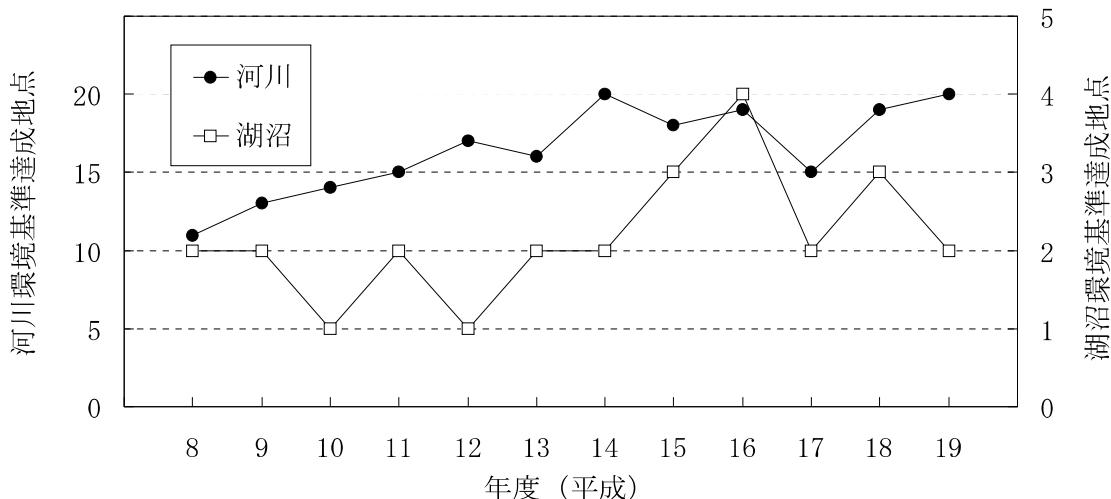
- 河 川
 - ・ 河川の評価の指標となる BOD (生物化学的酸素要求量) の環境基準達成地点は 22 地点中 20 地点であった。
 - ・ 平成 18 年度の結果(環境基準達成地点:19 地点)と比較すると、環境基準達成地点は 1 地点増加した。

○ 湖 沼

- ・ 湖沼の評価の指標となる COD（化学的酸素要求量）の環境基準達成地点は 5 地点中 2 地点であった。
- ・ 平成 18 年度の結果（環境基準達成地点：3 地点）と比較すると、環境基準達成地点は 1 地点減少した。

河川及び湖沼の環境基準達成状況の推移

| | 年度（平成） | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|----|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 河川 | 環境基準点 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| | 達成地点 | 11 | 13 | 14 | 15 | 17 | 16 | 20 | 18 | 19 | 15 | 19 | 20 |
| 湖沼 | 環境基準点 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 達成地点 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 | 3 | 4 | 2 | 3 | 2 |



図：河川及び湖沼の環境基準達成状況の推移

(3) 要監視項目の測定結果

調査した 27 地点のうち、5 地点で 3 種類の物質が検出されたが、全て指針値以内であった。（指針値が設定されていないニッケルを除く）。

| 検出地点 | 検出された物質 | ニッケル (指針値：なし) | アンチモン (指針値：0.02mg/l) | 全マンガン (指針値：0.2mg/l) |
|------|---------|------------------|-------------------------|------------------------|
| 富士橋 | | - | - | 0.03 |
| 新大橋 | | 0.001 | - | - |
| 三郡東橋 | | - | - | 0.03 |
| 昭和橋 | | 0.001 | - | - |
| 河口湖 | | - | 0.0002 | - |

II 地下水水質測定結果

1 調査方法

(1) 概況調査（山梨県全体の地下水の水質の概況を把握する調査）（資料④・⑤参照）

- ・ 測定地点数：環境基準項目：42 地点
　　要監視項目：30 地点
- ・ 測定項目：環境基準項目：カドミウム等 26 項目
　　要監視項目：クロロホルム等 27 項目
- ・ 測定回数：環境基準項目：年 2 回
　　要監視項目：年 1 回

(2) 汚染井戸周辺地区調査（概況調査等において、環境基準項目の測定結果が環境基準を超えたときに、原因究明及び汚染範囲の確定を行う調査）

- ・ 測定地点数：2 地区 19 地点（山梨市牧丘町城古寺、笛吹市八代町南）
- ・ 測定項目：概況調査において環境基準値を超過した項目

(3) 定期モニタリング調査（汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染井戸の継続的な監視）

- ・ 測定地点数：37 地点
- ・ 測定項目：汚染井戸周辺地区調査において環境基準値を超過した項目等
- ・ 測定回数：環境基準項目：年 2 回

2 測定結果

(1) 概況調査（資料⑥参照）

○ 環境基準項目では、ひ素が 1 地点（笛吹市御坂町上黒駒）で環境基準を超過したが、それ以外の地点は全て環境基準を達成した。

| 環境基準超過井戸 | 環境基準内検出井戸 |
|-----------------------|-------------------------|
| 1 地点 (うち飲用井戸：1 地点) | 41 地点 (うち飲用井戸：24 地点) |

○ 要監視項目では、9 地点でニッケルが、2 地点でアンチモンと全マンガンが、3 地点でウランが検出されたが、全て指針値以内であった。（指針値が設定されていないニッケルを除く。）

(2) 汚染井戸周辺地区調査（資料⑦参照）

- 平成 18 年度の概況調査で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染が確認された 2 地区で原因究明調査を行ったが、汚染原因が特定出来なかつたため、定期モニタリング地点に加え、継続的な監視を行う。

① 山梨市牧丘町城古寺

　調査した 9 地点のうち 2 地点（2 地点とも飲用）で環境基準を超過した。

② 笛吹市八代町南

　調査した 10 地点のうち 3 地点（飲用井戸なし）で、環境基準を超過した。

(3) 定期モニタリング調査（資料⑧参照）

- 37 地点（うち 1 地点は採水不可）のうち 14 地点で環境基準を達成したが、24 地点で引き続き環境基準を超過した。このため、引き続きモニタリング調査を実施し、継続的な監視を行う。

| 環境基準超過井戸 | 環境基準値内検出井戸 | 不検出井戸 |
|------------------------|-----------------------|------------------|
| 24 地点 (うち飲用井戸：1 地点) | 7 地点 (うち飲用井戸：3 地点) | 5 地点 (飲用井戸なし) |